

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年8月8日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	ゼット株式会社
【英訳名】	ZETT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 裕之
【本店の所在の場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号
【電話番号】	(06)6779局1171(大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 山下 龍美
【最寄りの連絡場所】	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号
【電話番号】	(06)6779局1171(大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 山下 龍美
【縦覧に供する場所】	ゼット株式会社東京支店 (東京都台東区浅草橋三丁目30番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期連結 累計期間	第66期 第1四半期連結 累計期間	第65期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	10,159	9,903	39,294
経常利益 (百万円)	33	108	142
四半期(当期)純利益 (百万円)	24	100	283
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	75	148	402
純資産額 (百万円)	7,423	7,816	7,716
総資産額 (百万円)	21,059	22,154	20,570
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1.26	5.14	14.47
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	35.3	35.3	37.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含んでいない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものである。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善や雇用・所得環境も好転するなど、景気は緩やかな回復基調が続いている。一方、消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動による影響や、円安による原油をはじめとした輸入原材料価格の上昇による景気への悪影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況で推移した。

このような状況の中で当社グループは、グループのスリム化と中核事業への集中、自社品とカテゴリー別に独自の価値を創造、低コスト経営（コスト競争力）の追求、経営基盤（人材・IT・物流）の強化を基本方針とし、業績向上に努めた。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は9,903百万円（前年同期比2.5%減）、営業利益は96百万円（前年同期比214.0%増）、経常利益は108百万円（前年同期比225.2%増）、四半期純利益は100百万円（前年同期比308.6%増）となった。

当社グループは、スポーツ事業の単一セグメントであるため、事業部門ごとの状況を記載している。

各事業部門の状況は次のとおりである。

スポーツ事業

(卸売部門)

卸売部門は、サッカーワールドカップブラジル大会効果により、サッカー用品が好調に推移し、「コンバース」ブランドのバスケットボールウェアも好調に推移したことにより、バスケットボール用品が堅調に推移したが、全般的に消費税率引き上げによる反動の影響を受け、「外商・スクール」及び「アスレ」マーケット、「ライフスタイル」マーケット、「ボディケア」マーケットへの販売が低調に推移し、苦戦を強いられた。

この結果、売上高は9,215百万円（前年同期比2.7%減）となった。

(製造部門)

製造部門は、収益性・事業性・戦略性の再確認の下、商品企画、開発力の強化並びに品質向上に努め、野球・ソフト用品は、「プロステイタス」や「ネオステイタス」のハイグレードシリーズは引き続き高い評価を得た。また、円高による輸入仕入の原価アップに対応すべく、原価低減に積極的に取り組んだ。バスケットボール用品は、「コンバース」のバスケットボールウェアは引き続き堅調に推移し、前期まで苦戦していた「コンバース」のバッグも好調に推移し、売上増に貢献した。一方、健康関連用品は、低調に推移した。

この結果、売上高は142百万円（前年同期比31.4%増）となった。

(小売部門)

小売部門は、消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動の影響は大きく、特に4月は予想を上回る売上減となり、アウトドア用品、アパレル・フットウェアとも苦戦を強いられ、低調に推移した。

この結果、売上高は148百万円（前年同期比20.4%減）となった。

(その他部門)

物流部門は、外部の受託業務を拡大したことにより、堅調に推移した。

スポーツ施設運営は、前期からの販売促進活動の強化により会員数が着実に増加するなど堅調に推移した。

この結果、売上高は397百万円（前年同期比1.2%増）となった。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ1,584百万円増加し、22,154百万円となった。これは主に、現金及び預金が894百万円、商品及び製品が511百万円増加したこと等によるものである。負債合計は前連結会計年度末に比べ1,485百万円増加し、14,338百万円となった。これは主に、短期借入金が増加したものの、支払手形及び買掛金が1,618百万円増加したこと等によるものである。純資産については、前連結会計年度末に比べ99百万円増加し、7,816百万円となった。これは主に、四半期純利益の計上等により利益剰余金が52百万円、その他有価証券評価差額が49百万円増加したこと等によるものである。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

・ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の企業価値を向上し、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくためには、収益力の高い企業体質を構築し、持続的な成長を確保していくことが必要であると認識している。そして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としても、当社は、当社の企業価値の源泉を理解し、収益力の高い企業体質の構築及び持続的な成長の確保を通して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えている。

もとより、当社株式について大量取得行為がなされる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、当社としても、当該大量取得行為を一概に否定するものではなく、株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量取得提案を受け入れるかどうかの判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えている。

しかしながら、株主が株式会社の支配権の移転を伴う株式の大量取得提案を受け入れるかどうかを判断するためには、当該大量取得行為の内容、目的、大量取得者の将来にわたる経営戦略等の必要な情報及び判断のための十分な時間の提供が前提となるが、昨今の株式大量取得の中には、そのような情報及び検討時間の提供が十分になされないまま、突如として大量取得行為が行われたり、大量取得者の一方的な考えに基づき買付行為が進められる事例が少なからず見受けられる。当社としては、そのような大量取得行為者は、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれを生じさせる者であって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えている。

・ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

イ. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、早期に業績の回復を実現するため、グループのスリム化と中核事業への集中、自社品とカテゴリー別に独自の価値を創造、低コスト経営(コスト競争力)の追求、経営基盤(人材・IT・物流)の強化を当期事業戦略の方針とし、グループ各社一丸となり、企業価値向上に取り組む。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み

当社株式は、証券市場において自由な売買が可能であるが、短期的な利益を追求するグループ等による大量取得により、株主の皆様に不利益を与えるおそれがある。大量取得提案を受け入れるかどうかの判断は、当社の株主の皆様によってなされるべきものであるが、当社は、上記「イ」のとおり、そのためにはかかる大量取得が行われる際に、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否か判断するのに必要な情報及び判断のための十分な時間が提供される必要があると考えている。

こうした観点から、当社は、平成25年6月27日開催の第64回定時株主総会において、平成23年6月29日開催の第62回定時株主総会で継続の承認決議された「当社株式の大量取得行為に関する対応方針」について、当社の企業価値、株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、再度継続の承認決議を得た。(以下、更新後の対応方針を「本ルール」という)

本ルールは、いわゆる「事前警告型」買収防衛策であり、その概要は、大量取得者は、大量取得行為に先立ち、株主の皆様が当該大量取得行為を受け入れるか否か検討するために必要かつ十分な情報として当社取締役会が本ルールに従って求める情報を提供しなければならない。提供された情報に基づき、当社取締役会、特別委員会が当該大量取得行為について評価検討を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまでは大量取得行為を開始することができない。大量取得者が本ルールに従わない場合等、当社取締役会は、当社株主の皆様利益を守るため、特別委員会の助言、勧告を最大限尊重して、対抗措置として、新株予約権の発行等を行う場合がある、というものである。

- ・ 具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由
当社取締役会は、上記「 」の具体的な取り組みについて、以下のように判断している。
- イ. 上記基本方針を実現するための当社の具体的な取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるためのものであり、まさに基本方針に沿うものである。
- ロ. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みとして当社がその継続を決議した本ルールは、株主の皆様が大量取得行為を受け入れるか否かを判断するために必要な情報及び判断のための十分な時間を確保することにより、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されたものであり、これは上記基本方針に沿うものである。さらに、本ルールは、株主総会においてその導入、継続の可否を株主の皆様に諮るものであること、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動できないように設定されていること、独立性の高い社外監査役等によって構成され、当社の費用で独立した第三者の専門家の助言を得ることができる等の権限が認められた特別委員会が設置されているうえ、本ルールの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、有効期間が2年と定められているうえ、有効期間の満了までに再度株主総会において株主の皆様によりその継続の可否についてご決議いただくこととしていること、株主の皆様により選任された取締役で構成される取締役会により有効期間の満了前においてもいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性、客観性が確保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費は、16百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,102,000	20,102,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数1,000株
計	20,102,000	20,102,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成26年4月1日～平成26年6月30日	-	20,102	-	1,005,100	-	251,275

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 515,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,414,000	19,414	-
単元未満株式	普通株式 173,000	-	-
発行済株式総数	20,102,000	-	-
総株主の議決権	-	19,414	-

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) ゼット株式会社	大阪市天王寺区烏ヶ辻一丁目2番16号	515,000	-	515,000	2.5
計	-	515,000	-	515,000	2.5

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,173,864	3,068,219
受取手形及び売掛金	8,982,956	8,924,734
商品及び製品	3,318,838	3,830,763
仕掛品	54,944	59,931
原材料及び貯蔵品	95,876	114,622
繰延税金資産	382,557	396,313
その他	136,173	206,107
貸倒引当金	47,225	40,613
流動資産合計	15,097,986	16,560,077
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,668,822	3,662,051
減価償却累計額	2,592,309	2,597,626
建物及び構築物(純額)	1,076,512	1,064,425
土地	2,443,805	2,443,805
その他	1,336,260	1,244,689
減価償却累計額	1,185,369	1,030,222
その他(純額)	150,891	214,467
有形固定資産合計	3,671,209	3,722,697
無形固定資産		
その他	66,091	64,371
無形固定資産合計	66,091	64,371
投資その他の資産		
投資有価証券	992,945	1,068,358
長期貸付金	42,515	35,890
敷金	253,025	253,724
その他	511,371	514,769
貸倒引当金	65,087	65,322
投資その他の資産合計	1,734,769	1,807,420
固定資産合計	5,472,069	5,594,490
資産合計	20,570,056	22,154,567

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,489,926	10,108,163
短期借入金	1,356,767	1,114,996
未払法人税等	51,011	26,419
未払消費税等	70,930	76,957
賞与引当金	174,152	102,711
その他	728,048	906,205
流動負債合計	10,870,836	12,335,452
固定負債		
長期借入金	279,186	229,368
繰延税金負債	211,688	236,865
退職給付に係る負債	362,773	371,966
長期未払金	298,476	280,833
その他	830,194	883,795
固定負債合計	1,982,319	2,002,828
負債合計	12,853,156	14,338,281
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,005,100	1,005,100
資本剰余金	2,968,778	2,968,778
利益剰余金	3,432,186	3,484,194
自己株式	72,662	72,718
株主資本合計	7,333,402	7,385,354
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	395,223	444,556
繰延ヘッジ損益	202	271
為替換算調整勘定	20,606	17,799
退職給付に係る調整累計額	32,534	31,696
その他の包括利益累計額合計	383,498	430,931
少数株主持分	-	-
純資産合計	7,716,900	7,816,286
負債純資産合計	20,570,056	22,154,567

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	10,159,513	9,903,734
売上原価	8,159,272	7,935,625
売上総利益	2,000,241	1,968,108
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	132,453	146,169
運賃及び荷造費	170,459	184,139
賃借料	81,992	67,262
役員報酬及び給料手当	694,723	683,142
貸倒引当金繰入額	7,426	5,939
賞与引当金繰入額	90,264	97,079
減価償却費	36,002	36,739
その他	770,959	662,767
販売費及び一般管理費合計	1,969,428	1,871,360
営業利益	30,813	96,747
営業外収益		
受取利息	211	408
受取配当金	8,950	10,369
受取賃貸料	4,793	4,567
業務受託料	3,692	4,421
その他	7,288	7,807
営業外収益合計	24,935	27,574
営業外費用		
支払利息	3,807	3,868
売上割引	9,893	9,920
保険解約損	6,225	-
その他	2,350	1,699
営業外費用合計	22,277	15,488
経常利益	33,471	108,833
特別損失		
事業撤退損	21,240	-
特別損失合計	21,240	-
税金等調整前四半期純利益	12,231	108,833
法人税、住民税及び事業税	18,279	21,835
法人税等調整額	30,677	13,645
法人税等合計	12,397	8,189
少数株主損益調整前四半期純利益	24,629	100,644
少数株主利益	-	-
四半期純利益	24,629	100,644

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	24,629	100,644
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	44,441	49,333
繰延ヘッジ損益	81	69
為替換算調整勘定	6,130	2,807
退職給付に係る調整額	-	837
その他の包括利益合計	50,654	47,432
四半期包括利益	75,283	148,077
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	75,283	148,077
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が9百万円増加し、利益剰余金が9百万円減少している。なお、当第1四半期連結累計期間の連結損益計算書に与える影響額は軽微である。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	39,319千円	39,531千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
該当事項なし。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	39,172	2	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、スポーツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略している。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	1円26銭	5円14銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	24,629	100,644
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	24,629	100,644
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,593	19,585

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月 8日

ゼット株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川井 一男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥田 賢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているゼット株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ゼット株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていない。